

定例記者発表次第

日時／令和4年2月10日（木）

11時00分 開始予定

会場／矢板市役所 第一委員会室

1 開会

2 記者発表案件

(1) 矢板市地域おこし協力隊員の募集について（総合政策課、農林課）

(2) 市営住宅の適正配置について（建設課）

3 資料提供

(1) 矢板市環境基本計画の策定に係るパブリックコメントの実施について
（総合政策課）

(2) 令和4年春季火災予防運動に伴う山火事予防啓発について（生活環境課）

(3) 自動交付機による証明書発行サービスの終了について（市民課）

4 質疑応答

5 その他

6 閉会



記者発表予定 令和4年3月18日（金）13時30分～ 第一委員会室

記者発表資料

令和 4 年 2 月 1 0 日 (木) 発表・提供

件 名	矢板市地域おこし協力隊員の募集について		
(説明文)	<p>標記の件について、森林の整備と保全を担う方と、移住定住促進及びふるさと納税推進を進めていただく方を地域おこし協力隊員として次のとおり募集します。</p> <p>1 募集内容 添付資料のとおり</p> <p>2 募集人数 ①林業振興のための人材 3 名 ②地域づくりのための人材 2 名</p> <p>3 募集期間 令和 4 年 2 月 1 0 日 (木) から令和 4 年 2 月 2 8 日 (月)</p> <p>4 隊員の委嘱及び活動開始日 令和 4 年 4 月 1 日</p> <p>5 募集方法 市ホームページ及び J O I N (一般社団法人移住・交流推進機構) のホームページへ掲載</p>		
担 当 課 ・ 担 当 名	①農林課 林政担当 ②総合政策課 政策企画担当		
担 当 者 名	①副主幹 市川 貴大 ②主査 佐藤 晶昭		
電 話 番 号	①0287-43-6210 ②0287-43-1112	内線電話番号	

矢板市地域おこし協力隊（林業振興）募集要項

矢板市は県内屈指の優良な林業先進地で、全国有数の大型製材工場が立地するとともに、林業従事者への支援が充実しています。一方、近年矢板市内の森林は新植した人工林が少なく、偏った年齢構成となっており、管理不十分な森林も増加しており、植樹や下刈りを担う人材も不足しています。

そこで新たに矢板市内の森林の整備と保全を進めてくださる地域おこし協力隊員を募集します。

1. 活動内容

- ①市有林や市管理林道、市受託山林等の管理活動、その他林業振興全般に係る業務
- ②林業・木材産業成長化推進協議会の構成団体等における研修
- ③農山村振興関連の地域活動への支援
- ④農山村での事業継承の調査活動

2. 募集対象

- ①3大都市圏をはじめとする都市地域等に居住している方で、任用後に矢板市に住民票を異動して居住し活動できる方（地域要件については総務省の地域おこし協力隊員の要件に準じる）
- ②心身ともに健康で、地域の活性化に意欲と熱意があり、地域住民とともに積極的に取り組む意思のある方
- ③普通自動車運転免許をお持ちの方又は着任までに取得予定の方
- ④パソコンの一般的な操作ができる方
- ⑤任期終了後も継続して矢板市へ定住する意思のある方

3. 募集人数

3名

4. 勤務地

矢板市内全域

5. 勤務日数、時間

活動日数 原則週4日勤務（月124時間）

活動時間 原則8時30分から17時15分まで（1日7時間45分）

※時間外勤務・休日勤務は振替対応とします

6. 雇用形態・期間

任用形態 市の会計年度任用職員（パートタイム）として任用

委嘱期間 任用日から1年とし、活動実績等を踏まえ最長3年まで更新できます。ただし、協力隊員としてふさわしくないと判断した場合には、委嘱期間中であっても委嘱を取り消すことがあります

7. 給与

月額 166,000 円（期末手当は勤務状況に応じて支給します）

※健康保険・厚生年金・雇用保険の加入あり

8. 待遇・福利厚生

休暇 年次有給休暇、特別休暇

住居 各自準備（相談あり）

活動経費 住宅借り上げ料※、活動旅費、ガソリン代、消耗品、備品、研修受講費、その他は、活動費補助として予算の範囲内で支給します。※光熱水費等は隊員の負担になります。

副業 勤務時間外の副業可能。ただし、事前届出が必要で、公序良俗に反する副業は不可とします。

企業支援 最終年次又は任期終了翌年度において矢板市内で起業する場合には、最大 100 万円を補助します。

9. 申込受付期間

令和 4 年 2 月 1 0 日（木）～ 2 月 2 8 日（月）

10. 審査方法

応募方法 郵送、持参

提出書類 履歴書（市販のもの）

作文（A 4 サイズで書式自由。パソコンでの作成可）

※「矢板市の林業振興関連の地域おこし協力隊としてできること、やりたいこと」という題名で 1,000 文字程度の作文を作成してください

選考方法 第 1 次選考

書類選考の上、結果を応募者全員に文書で通知します。

第 2 次選考

第 1 次選考合格者を対象に面接試験を行います。日時及び会場等の詳細については、第 1 次選考結果の通知の際にお知らせします。第 2 次選考結果は、文書で通知します。

問い合わせおよび応募書類提出先

矢板市農政課林政担当

〒329-2192 栃木県矢板市本町 5 番 4 号

電話 0287-43-6210 FAX 0287-44-3324

E-mail nourin@city.yaita.tochigi.jp

※直接お持ちになる場合の受付時間は、土日祝日を除く 8：30～17：15 です

※郵送の場合は、令和 4 年 2 月 28 日（月）必着

11. 備考

矢板市ホームページ <https://www.city.yaita.tochigi.jp>

応募、選考に係る費用はすべて応募者の自己負担となります。

提出された応募書類は返却いたしません。

応募により知り得た個人情報については本募集業務のみに使用し、その他の用途には使用しません。

実施結果に係る問合せには一切応じません。

矢板市地域おこし協力隊（地域づくり）募集要項

本市における関係人口創出や移住・定住の促進をはじめ、地域活性化に資する活動に取り組む矢板ふるさと支援センターTAKIBIにおいて、地域の人材・経済活性化への取り組みを担う地域おこし協力隊員を募集します。

1. 活動内容

①関係人口の創出及び移住の推進

- ・まちなか交流拠点である矢板ふるさと支援センターTAKIBIの施設運営管理
- ・移住相談等への対応
- ・地域住民による地域づくり活動への支援
- ・都市交流やお試し移住体験の実施
- ・移住者交流会等を通じた地域人材の活性化

②魅力あるふるさと納税返礼品の発掘

- ・市内事業者と連携した6次化商品開発やその支援
- ・地域産品（ふるさと納税返礼品等）の磨き上げ
- ・その他、ふるさと納税事業の実績向上に向けた施策立案・実行

2. 募集対象

- ①3大都市圏をはじめとする都市地域等に居住している方で、任用後に矢板市内に住民票を異動して居住し活動できる方（地域要件については総務省の地域おこし協力隊員の要件に準じる）
- ②心身ともに健康で、地域の活性化に意欲と熱意があり、地域住民とともに積極的に取り組む意思のある方
- ③普通自動車運転免許をお持ちの方又は着任までに取得予定の方
- ④パソコンの一般的な操作ができる方
- ⑤任期終了後も継続して矢板市へ定住する意思のある方

3. 募集人数

2名

4. 勤務地

矢板ふるさと支援センターTAKIBI

5. 勤務日数、時間

活動日数 原則月曜日から日曜日のうち週5日

活動時間 原則9時から20時のうち、7時間（休憩1時間）

6. 雇用形態・期間

任用形態 市の会計年度任用職員（パートタイム）として任用

委嘱期間 任用日から1年とし、活動実績等を踏まえ最長3年まで更新できます。ただし、協力隊員としてふさわしくないと判断した場合には、委嘱期間中であっても委嘱を取り消すことがあります。

7. 給与

月額 166,000円（期末手当は勤務状況に応じて支給します）

※健康保険・厚生年金・雇用保険の加入あり

8. 待遇・福利厚生

休暇 年次有給休暇、特別休暇

住居 各自準備（相談あり）

活動経費 住宅借上料※、活動旅費、ガソリン代、消耗品、備品、研修受講費、その他は、活動費補助として予算の範囲内で支給します。※光熱水費等は隊員の負担になります。

副業 勤務時間外の副業可能。ただし、事前に届出が必要で、公序良俗に反する副業は不可とします。

起業支援 最終年次又は任期終了翌年度において矢板市内で起業する場合には、最大100万円を補助します。

9. 申込受付期間

令和4年2月10日（木）～2月28日（月）

10. 審査方法

応募方法 郵送、持参

提出書類 履歴書（市販のもの）

住民票抄本

実績資料等（任意様式 A4用紙1～3枚程度）

・これまで携わった活動や取り組んだ業務等の実績を記載してください。

選考方法 第1次選考

書類選考の上、結果を応募者全員に文書で通知します。

第2次選考

第1次選考合格者について面接試験を行います。日時及び会場等の詳細については、第1次選考結果の通知の際にお知らせします。第2次選考結果は、文書で通知します。

問い合わせ及び応募書類提出先

矢板市総合政策部総合政策課

〒329-2192 栃木県矢板市本町5番4号

電話 0287-43-1112 FAX 0287-43-2292

E-mail seisaku@city.yaita.tochigi.jp

※直接お持ちになる場合の受付時間は、土日祝日を除く9:00～17:00です。

※郵送の場合は、令和4年2月28日（月）必着

11. 備考

矢板市ホームページ <https://www.city.yaita.tochigi.jp>

応募、選考に係る費用はすべて応募者の自己負担となります。

提出された応募書類は返却いたしません。

応募により知り得た個人情報については本募集業務のみに使用し、その他の用途には使用しません。

実施結果に係る問合せには一切応じません。

記者発表資料

4年 2月10日(木)発表

件名	市営住宅の適正配置について		
○趣旨	矢板市公共施設再配置計画及び矢板市市営住宅長寿命化計画に基づき、市営住宅の適正配置を図るため、上太田・荒井・乙畑の低層住宅について、令和4年度から用途廃止に着手する。		
○概要	1. 対象住宅		
	棟数	管理戸数	(うち入居数)
上太田住宅	6棟	32戸	(9戸)
荒井住宅	23棟	94戸	(35戸)
乙畑住宅	19棟	78戸	(31戸)
	現入居者は、市内の市営中層住宅へ転居する。		
	2. 実施工程		
	上太田住宅から着手し、荒井・乙畑住宅を段階的に実施する。		
	3. 事業経費		
	残存施設の解体撤去費は公共施設除却事業債を活用する。		
	4. その他		
	低層住宅の用途廃止後、中層住宅(中・高倉・石関・乙畑・上太田)についても段階的に集約化し規模縮小を図る。		
	現状) 15棟410戸 → 計画) 11棟290戸		
	※提供資料の有無：有(別添のとおり)		
担当課・担当名	建設課 管理住宅担当		
担当者名	白石		
電話番号	0287-43-6212	内線電話番号	512

矢板市営住宅適正配置計画

団地名	現況					適正配置計画			備考
	建築年度	構造	部屋構成	管理戸数	入居戸数	第1期	第2期		
低層									
上太田 6棟	S47~	簡耐1~2F	2~3K	32戸	9戸	皆減	0戸		
荒井 23棟	S42~	簡耐1F	2K	94戸	35戸				
乙畑 19棟	S44~	簡耐1F	2K	78戸	31戸				
小計 48棟				204戸	75戸				
中層									
上太田	H19	耐火4F	1~3LDK	52戸	44戸	52戸	継続	52戸	
乙畑 1号	H5	耐火3F	3DK	18戸	9戸	18戸	継続	18戸	令和元~2年 長寿命化工事
乙畑 2号	H6	耐火3F	3DK	18戸	9戸	18戸		18戸	
乙畑 4号	H7	耐火3F	3DK	18戸	9戸	18戸		18戸	
乙畑 5号	H9	耐火3F	3DK	18戸	10戸	18戸		18戸	
石関 1号	H1	耐火3F	3DK	24戸	11戸	24戸	継続	24戸	平成28~30年 長寿命化工事
石関 2号	H2	耐火3F	3DK	24戸	11戸	24戸		24戸	
石関 3号	H3	耐火3F	3DK	24戸	11戸	24戸		24戸	
高倉 1号	S58	耐火3F	2DK	24戸	11戸	24戸	団地内 で集約	30戸	平成30年から 新規入居停止
高倉 2号	S60	耐火3F	3DK	30戸	14戸	30戸			
中 1号	S51	耐火4F	3DK	32戸	19戸	32戸	団地内 で集約	64戸	平成30年から 新規入居停止
中 2号	S52	耐火4F	3DK	32戸	17戸	32戸			
中 3号	S53	耐火4F	3DK	32戸	16戸	32戸			
中 4号	S54	耐火4F	3DK	32戸	17戸	32戸			
中 5号	S55	耐火4F	3DK	32戸	19戸	32戸			
小計 15棟				410戸	231戸	410戸	11棟	290戸	
総計 63棟				614戸	306戸	410戸	11棟	290戸	

県内の管理状況

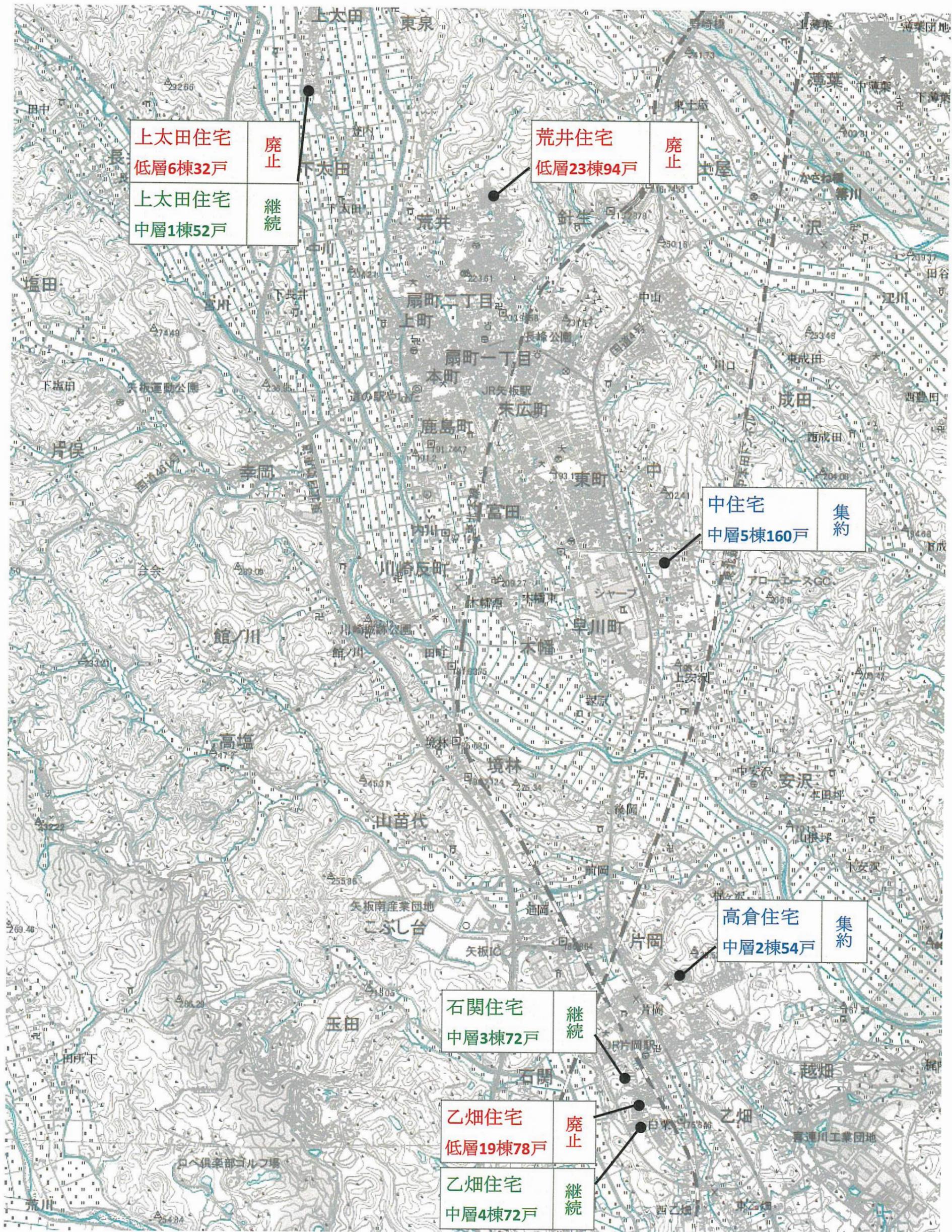
R3.4.現在

	設置状況			市民1,000人当たり管理戸数		備考
	管理戸数(A)	入居数	入居率	順位	管理戸数	
14市合計	14,245	9,957	69.9%		8.3戸	
宇都宮市	3,633	2,643	72.7%	8	7.0戸	
足利市	2,105	1,415	67.2%	3	14.5戸	
栃木市	852	695	81.6%	11	5.4戸	
佐野市	1,434	854	59.6%	4	12.3戸	
鹿沼市	875	643	73.5%	6	9.2戸	
日光市	1,504	1,054	70.1%	2	18.8戸	
小山市	729	575	78.9%	12	4.4戸	
真岡市	498	361	72.5%	10	6.2戸	
大田原市	735	568	77.3%	5	10.4戸	
那須塩原市	793	492	62.0%	9	6.7戸	
さくら市	357	257	72.0%	7	8.1戸	
那須烏山市	112	92	82.1%	12	4.4戸	
下野市	4	2	50.0%	14	0.1戸	
矢板市	614	306	49.8%	1	19.4戸	
適正配置後	290	230	79.3%	6	9.2戸	

県内他市の入居数は参考値

適正配置後の矢板市入居者数は推計値

市営住宅 位置図



記者発表資料

令和 4 年 2 月 10 日（木）提供

件 名	矢板市環境基本計画の策定に係るパブリックコメントの実施について		
<p>矢板市環境基本計画の策定に当たり、市民の皆さんの意見を計画に反映させるため、広く意見を募集します。</p> <p>1 募集期間 令和 4 年 2 月 9 日（水）から 3 月 8 日（火）まで ※必着</p> <p>2 閲覧方法 ①総合政策課及び各公民館で閲覧 ②市ホームページ内に掲載</p> <p>3 ご意見の提出方法／様式 ・提出方法 直接持参、郵送・ファックス・メールのいずれかでお送りください。 ・様式 様式は自由ですが、住所・氏名・電話番号を必ず記載してください。</p> <p>4 その他 お寄せいただいたご意見、ご提案は、内容を整理し、市の考え方と併せて後日公表します。個人の方への回答はいたしませんので、ご了承ください。</p> <p>5 意見の提出先／問合せ先 329-2192 矢板市本町 5 - 4 矢板市総合政策課 電話 0287-43-1112 FAX 0287-43-2292 Eメール sougouseisaku@city.yaita.tochigi.jp</p>			
※提供資料の有無： <input type="checkbox"/> 有（別添のとおり）・無			
担当課・担当名	総合政策課政策企画担当		
担当者名	高橋 和寛		
電話番号	0287-43-1112	内線電話番号	221

(案) 矢板市環境基本計画 (概要版)

市民・事業者・市の役割

今日の地球温暖化などの地球規模の環境問題をはじめ、大気汚染や水質汚濁といった身近な生活環境問題は、私たちのこれまでのライフスタイルや産業経済活動に起因しています。

このため、本計画が目指す環境の将来像を実現していくためには、市民・事業者・市の各主体が、環境の保全と創造に対する自らの役割を理解し、環境負荷の少ない暮らしや事業活動を実践していくとともに、環境パートナーシップのもと、みんなで協力し合い、環境の保全と創造を積極的に進めていくことが大切です。

市民	<ul style="list-style-type: none">○ 日常生活における環境への負荷を減らすように努めます。<ul style="list-style-type: none">・資源やエネルギーの有効活用・廃棄物の排出抑制・生活排水の水質改善など○ 一人ひとりが積極的に環境の保全と創造に取り組んでいきます。○ 市・地域・市民団体が行う環境保全活動や環境についての学習などに積極的に参加します。<ul style="list-style-type: none">・環境美化活動・再生資源の回収など○ 市が行う環境の保全と創造に関する施策に協力します。
事業者	<ul style="list-style-type: none">○ 事業活動における環境への負荷を低減させるように努めます。<ul style="list-style-type: none">・公害の防止、自然環境の保全・資源やエネルギーの有効活用○ 廃棄物の削減に努めるとともに、事業活動により生じた廃棄物を適正に処理します。○ 市や地域、市民団体等が行う環境保全活動に積極的に参加します。○ 市が行う環境の保全と創造に関する施策に積極的に協力します。
市（行政）	<ul style="list-style-type: none">○ 市域の環境条件に応じた環境の保全と創造に関わる基本的・総合的な施策を定め、計画的に実施します。○ 自らが施策を策定し、実施するにあたっては、市域のみならず、近隣の市町を含めた広域的な観点に立ち、優良な環境の保全を優先します。○ 市の業務活動に際し、率先して環境負荷の低減に努めます。<ul style="list-style-type: none">・資源やエネルギーの有効利用・廃棄物の減量など○ 市民や事業者の自主的な環境保全活動などを支援していきます。

お問い合わせ：矢板市市民生活部生活環境課
0287-43-6755 / seikatsukankyo@city.yaita.tochigi.jp
矢板市総合政策部総合政策課
0287-43-1112 / sougouseisaku@city.yaita.tochigi.jp

計画の目的

矢板市環境基本計画は、矢板市環境基本条例第8条の規定に基づき、地球温暖化など地球規模の環境問題をはじめ、地域の身近な環境問題や課題に積極的に対応し、持続可能な地域社会の構築を図っていくため、

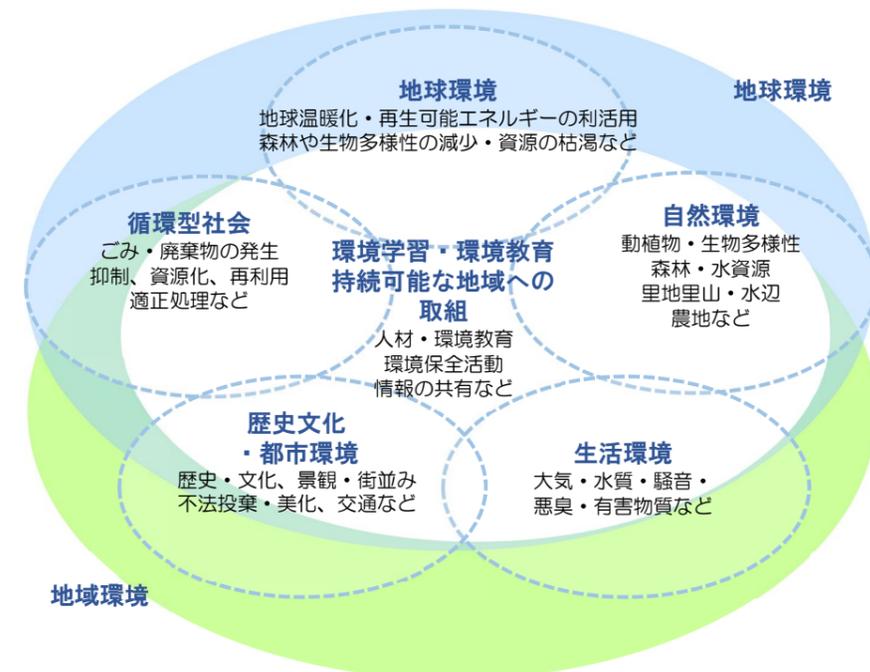
- ① 本市における環境の保全と創造に関する長期的な目標と、
- ② その目標実現に向けた長期的な取組の方針(施策の大綱)を明らかにし、
- ③ 市民・事業者・市が、それぞれの責務と役割分担のもとに協働し、
- ④ 環境施策を総合的・計画的に推進していく

ことにより、基本条例が掲げる基本理念を実現していくことを目的としています。

計画の期間

令和4(2022)年度から令和13(2031)年度までの10年間

計画が対象とする環境の範囲



施策の大綱	施策の大綱(概要)	施策(取組)の柱	市の主な取組	目標指標(現状→R13において)
<p>1 気候変動に対する取組を進め、地球環境にやさしいまちをめざします</p> 	<p>気候変動は、地球環境に広範囲で急速な変化、気象・気候の極端現象などに影響を及ぼしており、本市においても日照時間の増加や台風による被害などが出ています。 これまでの温室効果ガスの削減を中心に幅広い対策(緩和策)とともに、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策(適応策)を幅広く推進していきます。</p>	<p>(1)地球温暖化の防止の推進</p> <p>(2)気候変動適応対策の推進</p>	<p>○省エネルギー対策 ○地方公共団体実行計画策定 ○再生可能エネルギーの導入 ○森林吸収源対策</p> <p>○気候変動適応計画に関する分野別施策の実施 ○県や近隣市町との連携</p>	<p>温室効果ガス排出量の削減：20万t→15.7万t 営農型太陽光の許可件数(累計)：2件→5件 間伐面積：601ha→1,190ha</p> <p>気候変動適応計画の策定</p>
<p>2 生活環境を維持・改善し、一人ひとりが住みよい、快適な環境のまちをめざします</p> 	<p>きれいな大気や水、土といった生活環境を支える要素を良好な状態に維持するとともに、騒音や悪臭、ごみの不法投棄といった景観や治安への影響を未然に防いでいきます。 また、3R(リデュース、リユース、リサイクル)推進等によりごみの排出量を減らし、資源循環型の社会を構築していくとともに、まちの景観や歴史・文化、都市空間を生かした暮らしやすいまちの構築をめざしていきます。</p>	<p>(1)良好な生活環境の維持・改善に関する取組の推進</p> <p>(2)環境美化活動に関する取組の推進</p> <p>(3)循環型社会の構築と適正な廃棄物処理の推進</p> <p>(4)歴史・文化環境の保全と良好な都市環境の創造</p>	<p>○大気環境、水質保全、土壌・地下水汚染の防止 ○放射性物質による環境汚染への対応</p> <p>○不法投棄、ポイ捨て防止 ○環境美化、清掃活動推進</p> <p>○3Rの推進によるごみの発生抑制と資源化、 ○ごみ収集体制充実、広域処理 ○産業廃棄物適正処理</p> <p>○歴史・文化環境の保全 ○良好な都市環境の整備</p>	<p>環境基準の未達成地点：1地点→0地点 污水处理人口普及率：74.2%→95.0%</p> <p>不法投棄物回収量：1,411kg→350kg</p> <p>市民一人あたりごみ排出量：854g→800g リサイクル率：10.2%→20.0%</p> <p>「歩き・み・ふれる歴史の道」開催：1回→2回 一日あたり公共交通利用者数：56.6人→80人</p>
<p>3 生物多様性を保全し、人と自然が共生できるまちをめざします</p> 	<p>高原山とその山麓に広がる緑豊かな里地里山の自然を有し、その多様な自然環境から様々な恵みを受けています。 自然環境を守り、育て、活用していくことにより、森林や里地里山が持つ多面的な機能が十分に発揮されるよう取り組むとともに、適切な利活用を図っていきます。</p>	<p>(1)森林や里地里山の保全と再生</p> <p>(2)水資源、水辺環境の保全</p> <p>(3)生物多様性の保全</p>	<p>○森林の適切な維持管理、森林資源の有効活用 ○里地里山の保全</p> <p>○良好な水資源の保全 ○生物多様性に配慮した水辺づくり ○水辺の親水空間の整備・保全</p> <p>○地域の生息生物等の調査と情報発信 ○特定外来種対策推進</p>	<p>造林面積：35haを維持 農地面積：2,990ha→2,970ha</p> <p>水生生物調査実施回数：年間4回8地点を維持 安全な水の安定供給：4,700,000m³を維持</p> <p>生きもの調査の実施：未実施→年間4回 ミヤコタナゴ生育調査実施回数：年1回を維持</p>
<p>4 みんなで環境を守り、いきいきと行動するまちをめざします</p> 	<p>複雑化、広域化した環境問題に係るさまざまな課題を解決していくために、私たち一人ひとりが環境に対する認識を高め、環境保全に向けて行動していくとともに、協働の理念に基づき、持続可能な社会の構築をめざしていく必要があります。 そのため、環境に関する情報の共有や環境保全等を進める人材を育成し、環境教育や環境学習を進めていきます。</p>	<p>(1)環境保全活動の推進</p> <p>(2)環境保全活動の指導者や団体等の育成</p> <p>(3)環境教育や環境学習の推進、自然とのふれあいの機会の創出</p> <p>(4)環境文化都市やいた創造会議との連携</p> <p>(5)環境に関する情報発信の充実</p>	<p>○行政区や河川愛護会などとの協力 ○ボランティア団体との協力 ○事業者、学校、各種団体支援</p> <p>○環境教育や環境学習、環境保全活動を行う人材や団体の育成</p> <p>○自然観察教室、生きもの調査、環境講座の実施 ○学校における環境教育の充実</p> <p>○環境に関する人材育成 ○環境に関する体験学習 ○生きもの調査</p> <p>○生活環境や自然環境の状況の発信 ○その他環境に関する情報発信</p>	<p>学校環境活動支援ボランティア数：30人→50人</p> <p>指導者研修会の実施</p> <p>小中学校・市民向け環境学習の実施 小中学校：2校→全校 市民：未実施→4回</p> <p>環境文化都市やいた創造会議と連携したイベントの開催数：未実施→年間4回</p> <p>ホームページ等を利用した情報発信：5件→6件</p>
<p>5 持続可能な地域づくりの検討をすすめます</p> 	<p>今日の環境問題に対応し、魅力的な地域を作っていくために、特定の環境分野に関する課題に対してアプローチするだけでなく、複数の要素を勘案しながら課題の解決を検討していくため、「地域循環共生圏」の考え方や「Society5.0」などに関する情報収集、今後の施策立案に向けた研究等を行っていきます。</p>	<p>(1)持続可能な地域づくりの推進</p> <p>(2)未来技術の導入促進</p>	<p>○地域の特性に応じた持続可能な取組の検討 ○地域脱炭素化に向けた取組の検討</p> <p>○未来技術導入による環境保全の取組の研究・検討</p>	<p>研究部会若しくは検討部会の発足</p> <p>研究部会若しくは検討部会の発足</p>

記者発表資料

令和 4 年 2 月 10 日（木）発表・提供

件 名	令和 4 年春季火災予防運動に伴う山火事予防啓発について		
(説明文)			
令和 3 年 2 月に足利市で発生したような大規模な林野火災を予防するため、塩谷広域行政組合消防本部と合同で、林野火災予防啓発品を配布し、効果的な予防啓発を実施します。			
1 実施場所			
道の駅やいた 農産物直売所南側			
※雨天時は直売所西側			
2 実施日時			
令和 4 年 3 月 5 日（土） 10：00～12：00			
3 実施内容			
(1) 啓発物品の配布			
(2) 足利市西宮林野火災における活動状況の展示			
(3) 防火衣着装体験及びともなりくん（住宅火災警報器啓発タスキ着用）と記念撮影			
※新型コロナウイルス感染症感染予防対策を徹底して実施します。			
(4) 火災予防運動及び住宅用火災警報器の上り旗の設置			
4 その他			
本市及び塩谷広域管内市町（矢板市、さくら市、高根沢町、塩谷町）としては、初めて塩谷広域行政組合消防本部と合同で山火事予防啓発を実施します。			
※提供資料の有無：無			
担当課・担当名	生活環境課 危機対策担当		
担当者名	関谷 憲昭		
電話番号	43-1114	内線電話番号	322

記者発表資料

令和 4 年 2 月 1 0 日 (木) 発表・提供

件 名	自動交付機による証明書発行サービスの終了について		
(説明文)	<p>市役所本庁舎 1 階 (南玄関) に設置している、自動交付機による証明書発行サービスは令和 4 年 2 月 2 8 日をもって終了いたします。3 月 1 日以降の証明書取得は、市民課窓口またはマイナンバーカードによるコンビニ交付サービスをご利用いただくこととなります。</p> <p>1 終了理由 自動交付機は、すでにメーカーにおける製造が終了しているため、リース期間満了に伴いサービスを終了します。</p> <p>2 稼働期間 平成 9 年 1 0 月 1 日～令和 4 年 2 月 2 8 日</p> <p>3 利用状況 (R 2 年度) 住民票の写し：4,313 通 印鑑登録証明書：5,400 通</p> <p>4 その他 自動交付機の終了に伴い、令和 4 年 3 月 1 日から印鑑登録証のデザインを変更します。ただし、発行済みの「市民カード」及び「印鑑登録証」は引き続き窓口で印鑑登録証明書を取得する際に必要となります。</p> <p>5 参考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証明書発行手数料 窓口 300 円/通 コンビニ 200 円/通 ・マイナンバーカード交付率 37.7% (R4.1.1 現在) ・マイナンバーカードについては、泉・片岡公民館での確定申告期間中 (2/16～28) に、来場者を対象とした出張申請受付を行うなど普及に努め、今後もコンビニ交付サービスを促進していきます。 <p>※提供資料の有無：<input checked="" type="checkbox"/> (別添のとおり)・無</p>		
担 当 課 ・ 担 当 名	市民課 市民・年金担当		
担 当 者 名	田代 和子		
電 話 番 号	4 3 - 1 1 1 7	内線電話番号	3 1 2

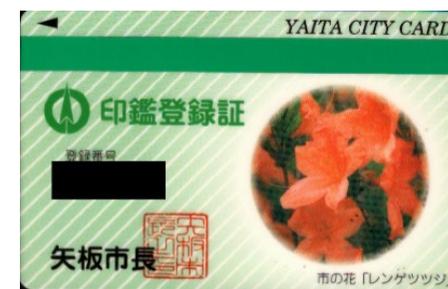
(新) 印鑑登録証



市民カード



(旧) 印鑑登録証



※引き続き利用できます。